

千葉県教育委員会会議議事録

令和6年度第13回会議（定例会）

1 期 日 令和7年2月26日（水）

開会 午前10時30分

閉会 午後0時3分

2 教育長及び出席委員

教育長 富塚 昌子
委員 花岡 伸和
永沢 佳純
櫻井 直輝
芦澤直太郎

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕
教 育 次 長 杉野 可愛

企画管理部

企 画 管 理 部 長 福田 有理
学 校 危 機 管 理 監 原 義明
県 立 高 校 統 括 監 細川 義浩
教 育 総 務 課 長 吉本 明広
教 育 政 策 課 長 古谷野 久美子
教育政策課副参事兼政策室長 東海林 智之

教育振興部

教 育 振 興 部 長 荒金 誠司
教 育 振 興 部 次 長 里見 学
教 職 員 課 長 鈴木 克之
文 化 財 課 長 四柳 隆

企画管理部

教 育 総 務 課 副 課 長 米野 清美
同 文書・情報室主事 坂本 優子
教 育 政 策 課 副 主 幹 齋藤 智史

教育振興部

教 職 員 課 主 幹 兼 管 理 室 長 佐々木 恵
同 管理主事 服部 貴之
同 管理主事 伊藤 忠幸
同 管理主事 樋口 清之
同 管理主事 萩原 拓也
同 管理主事 平野 孝幸
文 化 財 課 副 課 長 大内 千年
同 指定文化財班長 黒沢 崇
同 文化財主事 松浦 誠

事務局

企画管理部教育総務課

主幹兼委員会室長

同

同

同

副主幹

主査

主査

山口 聖剛

小合 基夫

杉本 浩二

岡本 多佳乃

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 櫻井 直輝 委員

6 令和6年度第10回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認 令和6年度第11回千葉県教育委員会会議（臨時会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第52号議案から第60号議案の議案9件である。第56号議案から第60号議案は教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 審議事項

第52号議案 千葉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【教育総務課長】

本件は、千葉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る事務に関し必要な事項を定めるものである。国は、令和4年6月に策定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、同年12月に作成した「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿って、令和6年6月までに規制・制度の見直しを行うこととしており、各自治体においてもアナログ規制の見直しを積極的に取り組むように要請している。本県でも国の見直しを踏まえて、千葉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則に基づき受託者が電磁的記録を保存する方法について、新たな技術の活用を阻害しないようにするとともに、将来出現し得る新たな技術にも対応できるようにするため、所要の改正を行うこととした。

改正内容であるが、第27条第2項中「磁気ディスク」等、特定の記録媒体を指定する記載を、新たな技術の活用を阻害しないようにするとともに、将来出現し得る新たな技術にも対応できるようにするため、「電磁的記録媒体」に改正するものである。また、パブリックコメントを実施したが、特に意見はなかった。

施行期日は、令和7年3月の公布の日となる。

【富塚教育長】

第52号議案について、可決したいがよろしいか。

【委員】

よい。

【富塚教育長】

第52号議案は、原案どおり可決する。

第53号議案 第4期千葉県教育振興基本計画の策定について

【教育政策課長】

第4期計画の計画策定の基本的な考え方を説明する。本計画は現行の教育振興基本計画の計画年度が今年度末までとなっていることから、この間に起こった新型コロナウイルス感染症の感染拡大、激甚化頻発化する災害、不安定な国際情勢など、大きな社会の変化の中、一人一人の豊かな人生と持続可能な地域社会の実現に向けた、教育の果たす役割の重要性を踏まえ、教育基本法第17条第2項による「地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものである。

計画の構成と期間であるが、本計画は基本構想編と実施計画編から成っており、基本構想編では、千葉県教育の課題と取り組むべき視点を整理し、基本理念を掲げ、その実現に向けた3つの基本目標と10年後の目指す姿を記載している。また、実施計画編では、令和7年度から11年度の5年間に実施する施策と主な取組を記載している。

続いて第2章では、千葉県教育の課題と取り組むべき視点を、本計画策定に当たって設置した有識者会議で出された意見や県民アンケートなどを踏まえ、6つの課題と視点で整理して記載している。

第3章「千葉県教育の目指す姿」では、基本理念を「人生をしなやかに切り拓き、千葉の未来を創る「人」の育成 ～一人一人が可能性を最大限に伸ばし、自分らしく活躍するために～」とした。

また、この基本理念を実現するため、3つの基本目標を設けている。基本目標1は、子供たちの自信を育む教育の土台づくり、基本目標2に、未来を切り拓く「人」の育成、基本目標3は、地域全体で子供を育てる体制と全ての人が活躍できる環境づくりとしている。それぞれの目標の下には、千葉県教育の10年後のあるべき姿を記載してある。

続いて、第4章からは実施計画編となる。基本目標を実現するため、各施策を横断的に貫く視点として、「多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の形成を通じたウェルビーイングの実現」「教育デジタルトランスフォーメーションの推進」「産業と教育との連携強化による人材育成」の3つの視点を掲げた。

続いて、第5章は令和7年から5年間に実施する13の施策と43の取組を記載した。まず、基本目標1の施策1「優れた教員の確保と教育の質の向上」の「(1) 熱意あふれる人間性豊かな教員の採用」では、全国で初めての取組である奨学金返還の緊急支援や人材サービス会社と連携した採用プロモーションに引き続き取り組む。「(3) チーム学校の実現と働きやすい勤務環境の整備」では、教育DXの一環として、保護者の利便性向上や教職員の負担軽減のための学校徴収金のキャッシュレス化・ペーパーレス化を図る。

施策2「安全・安心で魅力ある学校づくり」では、職業系専門学科等の魅力向上、また地域の避難所にもなり得る県立学校の体育館への空調整備やトイレの洋式化に取り組む。施策4「多様なニーズに対応した教育の推進」では、不登校児童生徒への支援として、ICTを活用したオンライン授業配信、フリースクールとの連携、経済的理由など、様々な困難への支援として、福祉関係機関との連携強化、増加傾向にある外国人児童生徒等への受入体制整備などに注力していく。

基本目標2の施策10「学びを未来へとつなぐ体系的・実践的なキャリア教育」では、産業界と連携協働した産業人材の育成につながる取組を推進していく。

基本目標3の施策11「家庭・地域の連携協働」では、虐待などの不適切な養育から子供を守る取組として、教員の対応力向上やスクールカウンセラーをはじめとした外部専門人材との連携を強化する。また、施策12「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」では、社会人の学び直しやスキルアップとして、リカレント教育の推進を盛り込んだところである。

本計画策定に当たっては、有識者会議での意見聴取だけではなく、中学生・高校生との交流会や教員を目指す学生からのアンケート、県民からのパブリックコメントなど、多くの人々から意見を聞き、それらを踏まえて作成した。

以上、第4期千葉県教育振興基本計画案の説明となる。なお、本日承認された後、知事決裁

を得て、年度内の計画策定・公表を考えている。

【花岡委員】

別冊 23 ページに県立高校で起きた不適切指導への対応として、取組内容を追記したとの説明があったが、事務局側が教員性善説の立場で書いている気がして違和感がある。42 ページに記載されているような質の高い教員の育成といった視点を入れられないか。

【教育政策課長】

いただいた御意見を踏まえて、最後まで検討していく。

【花岡委員】

28 ページからの施策 3 については、前々から考えていることだが、共生社会の形成と障害者を結び付けて捉えていくことは違うと思っている。文部科学省がそのように説明してしまっているのでは仕方ないかもしれないが、本県としては、「新しい」視点をもって共生社会に向けた取組を進めてもらえると有難い。

【永沢委員】

施策実施指標について、基準値と目標値が掛け離れている項目がある。例えば、施策 1 の ICT を活用した校務の効率化の優良事例を取り入れている学校の割合、また、コミュニティスクールを導入した公立学校の割合がそうである。教育委員会が支援したとしても、各地域の実態が厳しい場合もあると思うので、地域差を考慮した上で取り組まれない。

【教育政策課長】

ICT の項目に関しては、DX アドバイザーの配置事業で学校を支援したり、好事例を普及したりしている。また、コミュニティスクールについては、市町村教育委員会の理解を前提としているので、県教委としても働きかけていき、目標達成に向けて取り組んでいきたい。

【永沢委員】

委員視察でも、コミュニティスクールの導入などが難しいだろうと感じる地域や学校があったので、きめ細かにやってほしい。

【芦澤委員】

進捗管理の点では、第 3 期計画の総括をしっかりとやってほしい。そして、第 4 期計画の進捗管理では、策定時と状況が変わっているのであれば、取組や指標を再確認しながら進めてほしい。

【教育政策課長】

計画の進捗管理では、毎年度「教育委員会の事務の点検評価」を実施している。第 4 期では、施策実施指標として社会目標を記載する形だが、社会目標達成のための行政活動目標も設定し、PDCA サイクルを回していくこととしている。

【櫻井委員】

「全国平均以上を目指す」など、全国平均を水準に設定するのであれば、常に変動することになる。全国平均が下がれば、県は自動的にクリアできてしまう。「目指します」は、行動の指針であり、到達目標ではない。目指している姿があれば目標達成では不適切だと思う。基準値と目標値の改善幅がわずかな項目がある。

【教育政策課長】

指標の目標の記載の仕方については、県のその他の計画との整合を図っている。全国平均以上を目指す項目については、県教委等の取組により、状況を維持していくという意思表示と考

えている。

【富塚教育長】

本計画をここまでまとめた教育政策課をはじめ関係職員に感謝を申し上げる。児童生徒の心のケアや教員の質の向上のあたりについては、記載内容に不足を感じていたので、私が少し書き加えていた。委員の皆様の御指摘を踏まえ、改めて検討させてほしい。本計画の特色としては、他の地方公共団体の教育振興基本計画の多くは、第1に「子供の育成」を置くことがセオリーのようにになっている。しかし、本計画では基本目標1に教育の土台づくりとして、教員の確保や学校の魅力向上等を設定した。本計画を策定するに当たり、中学生や高校生にも意見を聞いてきた経緯もあるので、計画本体とは別添えとして、子供たちにもわかりやすい資料を作成していけたら良いと考えている。

花岡委員に伺うが、28ページの現状と課題の一段落目に記載のある「障害の有無に関わらず誰もが参加し、貢献できる共生社会」のような理念が施策3のタイトルにも表してほしいということか。

【花岡委員】

建付けを変えるのは難しいので求めないが、「障害者のための共生社会を実現しよう」というような文脈はやめてほしい。「障害の有無に関わらず誰もが」という文言は重要である。施策3の各所に「誰もが」といった文言を入れ込めると良い。

【櫻井委員】

教育長の御発言にあった、わかりやすい資料のことだが、本計画の本冊でのそれぞれの表現は専門用語なども多く特殊な表現と言える。別紙資料作成の際には、見る側に直感的に伝わるようにデザイナーに外注すると良いと思う。共生社会の形成については、学校教育だけではなく、社会教育の役割も大きいと考えている。

【芦澤委員】

新年度の作業になると思うが、配布資料などができたら、産業界にも宣伝して、連携を強めていきたい。私も各業界と一緒に説明に出向いても良いと考えている。

【教育政策課長】

本計画は、教育関係者だけでなく、産業界、県民に内容を知っていただいた上で、一緒に進めていきたいと考えている。

【富塚教育長】

千葉県の実業家協会の人づくり委員会とは付き合いがある。経済協議会を含め、他団体にもお願いをして説明をする機会を設けると良い。最後になるが、本計画はボリュームも多く、引き続き確認をする必要がある。ついては、我々事務局で最終チェックをして、必要な修正等を加えさせていただければと思う。

【富塚教育長】

第53号議案について、可決したいがよろしいか。

【委員】

よい。

【富塚教育長】

第53号議案は、原案どおり可決する。

第54号議案 千葉県指定有形文化財の指定について

【文化財課長】

本件については、千葉県文化財保護条例の規定により、あらかじめ千葉県文化財保護審議会に諮問しなければならないとされている。同審議会に対し、昨年11月22日に新指定文化財1件を諮問し、本年1月17日に、指定すべきものとして、同審議会より答申を受けたものである。

新指定文化財の「草刈遺跡出土銅鏡群」は、市原市草刈遺跡・草刈六之台遺跡より出土した、13点の銅鏡である。これらは弥生時代後期から古墳時代前期に製作されたもので、集落から出土したものとしては、東日本でも最多級の数量を誇る。古墳時代前期の房総半島を代表する考古資料として評価されることから、この1件を新たに県指定有形文化財として指定し、保存・活用を進めることが望ましいと考える。

【永沢委員】

展示の際には、鏡に赤色顔料がついていることが分かるように、展示方法を工夫してもらいたい。

【櫻井委員】

保存や活用という点から、指定文化財となる鏡を大学や民間の研究者などへ貸し出すことは可能か。

【文化財課長】

指定文化財なので誰にでも貸し出せるわけではないが、正規の手続きを踏めば、展示などのために貸し出すことは可能である。

【櫻井委員】

指定文化財なので貸し出す相手が限られるのはその通りである。こうした資料が保存できずには無くなならないよう、保存のための予算を確保していけるとよい。

【富塚教育長】

第54号議案について、可決したいがよろしいか。

【委員】

よい。

【富塚教育長】

第54号議案は、原案どおり可決する。

第55号議案 千葉県登録文化財の登録について

【文化財課長】

本件については、千葉県文化財保護条例の規定により、あらかじめ千葉県文化財保護審議会に諮問しなければならないとされている。本件の文化財については昨年11月22日に同審議会に対し諮問し、本年1月17日に登録すべきものとして答申を受けたものである。

1件目と2件目は有形文化財（建造物）「亀山神社社殿」と「亀山神社山門」である。いずれも江戸時代に建てられ、不動堂と仁王門として信仰を受けていたが、明治時代の廃仏毀釈により亀山神社に改められたことで、神仏混淆の名残を伝える建築として評価されている。3件目・4件目は有形文化財（彫刻）の「武志伊八郎信由関連作品」で、光明寺薬医門臺股「力士像」と光明寺薬医門木鼻「獅子と牡丹」の2件となる。いずれも20代中頃の作品であると考えら

れ、青年期の伊八の作風を示すとともに、活動の中心であった安房地域から離れた木更津に残るもので、伊八が江戸で評価を受ける足跡をたどることのできる資料として評価される。

5 件目は、有形文化財（考古資料）の「上引切遺跡出土線刻礫」です。こちらは後期旧石器時代後半（約 22,000～19,000 年前）の資料で、全国でも旧石器時代の線刻礫は数点しか確認されておらず、貴重なものである。

6 件目は、有形民俗文化財「大原の松竹梅鶴亀文万祝（房総の万祝資料）」である。万祝は大漁を祝うために、乗組員や関係者に配られた長着風の着物で、房総半島では江戸時代後期には万祝の衣装が配られる習俗が定着したとされている。本資料は昭和初期のものと考えられ、保存状態が非常に良く、模様の配色やデザインにも優れている。

【花岡委員】

建造物については、保存するためには費用がかかると思うが、予算の確保はできているか。

【文化財課長】

建造物の修理については、災害などにも備えるため、3 年間補助金の予算を増額することとなっている。

【富塚教育長】

第 55 号議案について、可決したいがよろしいか。

【委員】

よい。

【富塚教育長】

第 55 号議案は、原案どおり可決する。

教育長報告 千葉県教育委員会会議規則第 28 条 2 項及び第 29 条の改正に関する請願書について

【富塚教育長】

令和 6 年 12 月 18 日付で受理した「千葉県教育委員会会議規則第 28 条 2 項及び第 29 条の改正に関する請願書」への対応について説明する。当該請願については委員にすでにご覧いただいている。

請願項目は、項目 1「千葉県教育委員会会議規則第 28 条 2 項『教育長は提出された請願について、必要と認めるときは、会議に付議しなければならない。』を廃止する。」項目 2「千葉県教育委員会会議規則第 28 条 2 項として『教育長は、提出された請願について、事前にその写しを各委員に配布した上、会議に付議しなければならない。』と定める。」項目 3「千葉県教育委員会会議規則第 28 条の 2 として、次の 1 項及び 2 項を定める。1 前条の規定により請願書を提出したものは、会議において請願に関して意見を述べることができる。2 前項の規定により請願に関する意見を述べようとする者は、あらかじめ教育長に申し出なければならない。」項目 4「千葉県教育委員会会議規則第 29 条 2 項として『教育長は前項の採決の結果を請願者に通知しなければならない。』と定める。」の 4 点を要望している。また、請願者は請願の理由を、前述の千葉県教育委員会会議規則第 28 条 2 項及び 29 条を日本国憲法第 16 条違反及び、請願法第 5 条違反としている。

請願への対応について申し上げる。項目 1 及び 2 については、請願法の第 2 条では、「請願は、請願者の氏名及び住所を記載し、文書でこれをしなければならない。」と規定されている。また、同第 5 条では「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し、誠実に処理しなければならない。」と規定されている。この点について、請願者が挙げている日本国憲法及び請願法においては、官公署が請願を受け付けた際の具体的な受理手続きが定められておらず、請願を処理した官公署がどのようにこれを処理するかについては、当該官公署の裁量に

任されていると解釈される。県教育委員会では、付議しなかった請願についても、委員の皆様には事前に目を通していただいております。また教育委員会会議において、その趣旨等について、教育長から説明していることから、請願の内容は合議体としての教育委員会に伝わっており、請願の目的は達成されていると考える。従って、本県教育委員会は、請願を受理し、会議規則に基づき、また、請願の趣旨にものっとり対応していると考えます。

項目3については、請願法第2条「請願は、請願者の氏名及び住所を記載し、文書でこれを行わなければならない。」の規定により、請願者は文書により請願を提出することとなっている。また、先ほど説明した通り、請願を受理した官公署がどのようにこれを処理するかについては、当該官公署の裁量に任されているものであり、県教育委員会としては、先ほどと同様に、請願法の趣旨にのっとり対応している。

項目4については、請願は、国または地方公共団体の機関に対して、それぞれの職務に関わる事項について、苦情や希望を述べることに過ぎず、請願を受けたものが、それに対する応答義務を課されるものではないが、県教育委員会では、教育委員会会議において、採択・不採択を採決した請願については、その結果を文書により請願提出者に通知しているところである。

以上の通り、本請願の取り扱いについて慎重に検討した結果、項目1から3については、県教育委員会では、請願を受理し、現行会議規則に基づき、また請願法の趣旨にのっとり対応しているため、項目4については、すでに取り組んでいる内容であることから、付議しないこととした。

なお、過去に請願書の扱いについて、東京高等裁判所は「請願法第5条に規定する誠実処理義務は官公署の事務処理上の行為規範に過ぎない。」「請願をしたことにより、請願者と請願を受けた官公署との間に、特別な公法上の法律関係を生じさせるものではない。」「請願者に対し、当該官公署に請願の内容について審理を求め、あるいはその採否や結果の通知等を求める権利を生じさせるものではない。」等の判断を下しており、本請願への対応は、この判断を踏まえた判断であることを申し添える。

今後とも、日本国憲法及び請願法の趣旨、教育委員会会議規則にのっとり、引き続き誠実に対応する。

委員報告 令和6年度都道府県・指定都市教育委員研究協議会について

【櫻井委員】

1月17日にオンラインで、令和6年度都道府県・指定都市教育委員研究協議会に参加した。冒頭、文科省の方から、ご挨拶と、初等中等教育施策の動向についてというご説明いただき、2、3質問が出るというような形で行っていった。行政説明後に、グループごとに分かれて協議を行った。私が入ったグループは、部活動の地域移行についてというテーマのグループで、東京都、新潟市、奈良県、広島市、島根県、愛媛県、千葉県の、7団体で意見交換を行った。今回のグループ協議に当たり事前に、スポーツ庁の方の行政説明の動画をオンデマンドで配信いただき、それを勉強してから参加するという形で行った。参加者の方から単に部活動を地域に移行するのではなくて、生涯を通じたスポーツ芸術活動を地域に展開していくことが重要であることや、地域展開によって部活動の教育的意義のどの部分をどのように継承していくかが課題であるという意見が出されていた。また、まとめとして子供の活動機会と、活動の質を確保することに主眼を置いた政策展開を考えていくべきであり、費用負担の問題で質や機会が損なわれないように社会的に合意を調達する部分を教育委員会が担っていく必要があることを確認した。今回の協議を通じて、ファシリテーターを務めていただいたスポーツ庁の方は、各自治体の情報交換というイメージで進めていたが、一部の委員の方からは具体的な施策や事業内容を素人である委員に求められても、正確な情報を交換することは難しいのではないかという意見が出ていた。今回先ほどのまとめの話にもあったように、施策の方向性や理念について委員が話し合いや意見交換を行い、その上で、事務担当者レベルでまた交流ができるよいという話も出たところである。

委員報告 1000か所ミニ集会の参加について

【花岡委員】

2月19日に永沢委員と館山市立館山小学校の1000か所ミニ集会に参加した。交通安全サポーターの皆様の意見交換会に出席させていただき、1時間と限られた時間だったが、非常に活発に意見を交換されていた。この中で、課題として出てきたのは、サポーターの人数についてである。2012年に起きた小学生の死亡事故を受けてこの制度が始まり、最盛期は100人いたが現在60人になり、また来年度の登録者は今のところ40人の見込みだというお話が出ていた。中心になって活動しているのは、引退された高齢の方が多いので人数が減っていき、目が届きにくくなっている。若い世代の人たち、親御さんも含めて活動していくためには、働き方も変えないといけないと思い、学校だけでは解決できない問題であると感じた。

子供たちの安全を確保しようと、バスに乘せることで歩かなくなってしまうと子供たちの体力が落ちていってしまう。世界の先進国の中でも、日本の子供は体力が低い。その理由は安全なので徒歩通学ができるからというデータがある。それが田舎になればなるほど、バスを出して乗せていくというのが今の流れだと思うが、その中でどのように子供の体力も確保していくのが課題の1つだと感じた。

こぼれ話としては、小学生たちが歩きスマホをしてるようで、近所に友達がいなかったりすると、ついつい親も渡してしまい、通学時間にも使っていることがあるということである。サポーターの皆様が注意するとやめるらしいが、スマホについての家庭教育というところにも話が繋がっていくと感じながら話を伺っていた。

<傍聴・報道 退出>

第56号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第57号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第58号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第59号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第60号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 教育長閉会宣告

令和 7 年 3 月 2 1 日 署名人